

鳥取県クマガイソウ保護管理事業計画

．事業の目標

本種は、ラン科アツモリソウ属に属する暖温帯の疎林の林床に生育する多年生の草本植物で、地下茎が伸長しやすいやわらかく適度に湿った土壌と木漏れ日のあたるような環境を好み、大きいものでは、葉の長さが 20 cm 以上、花の長さが 10 cm 近くに達し、日本に自生するランの中では花が最も大きい。

分布は北海道西南部から九州と分布範囲は広いが、園芸用の採取、森林の伐採、土地造成などにより個体数、生育地ともに著しく減少し、環境省 R D B では「絶滅危惧 類」に分類されている。

本県では東部地方のみに自生地が確認され、その生育地が極めて限定されており、本県では平成 1 4 年「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき特定希少野生動植物種に指定された。

本事業は、本種の生育状況の適切な把握や保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な維持管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくことを目標とする。

．事業の区域

県内における本種の分布域

・事業の内容

1 個体群の保全・管理

(1) モニタリング

本種の生育地は個体群の衰退と環境の改変が進んでいることから、生育状況や環境改変状況に係るモニタリングを実施し、即応的な対策を図る。

(2) 生育地における採取の防止

本種は、園芸目的から採取の対象になりやすい。そのため、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、採取が禁止されていることの積極的な周知、希少野生動植物保護推進員や周辺住民による監視の実施、生育地の自然生態系保全地域への指定検討等により、盗採を防止する。

(3) 生育地の拡大

本種の開花個体に対する結実率は低いが、自生地周辺の積極的な環境改善による本種自身の種子散布による個体群の分散を促進することを基本とする。

緊急避難及び危険分散の必要がある場合は、遺伝子かく乱による野外個体群の存続を脅かすおそれがあることに十分留意しつつ、生育地周辺の樹林への移植を検討する。

(4) 持続的な保全・管理

生育地となる樹林地を安定的に確保する方策を検討するとともに、種としての特徴や環境中での役割、生育する樹林の役割や価値を周知して、地元住民との協働による持続的な保全・管理の方策を推進する。

2 生育環境の保全・管理

(1) 生育地の管理

本種は適度に湿った土壌と木漏れ日が差すような光環境を好むことから、手入れ不足などにより生じる暗い林内では、上層にある樹木の間伐や枝打ち等の実施を図り、また、逆に直射日光が差すような明るすぎる林内では、立木の伐採を控える等、モニタリングを実施しながら適度な環境の調節を図る。

(2) 生育地保全策の検討

長期安定的な土地の確保が極めて重要であるため、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」による自然生態系保全地域の指定等の活用を検討することとする。

(3) 保全・管理体制の整備

本種は、強い採取圧にさらされていることから、これまで生育地の公開は行われていない。今後はこのような希少種を県民に周知することにより、県民と協働して保全・管理していく体制づくりが必要であり、そのような方向の中で保全・管理体制の整備が図られていくことが望ましい。

しかし、現段階では場所を公開せずに、希少野生動植物種の保護の必要性について、できるだけ多くの県民との合意形成を目指すこととし、その過程で希少種の保護管理を担う地域住民、民間団体、地元自治体等の幅広い主体及びその相互間の協力を確保するよう努める。

(4) 森林施業との調整

本種は、適度に湿ったやわらかい土壌と木漏れ日が差すような光環境を好み、県内の生育地は人工林内にわずかに残されているのみである。

今後、その生育地を保全していくためには、土地所有者の意向も踏まえながら適切な森林施業との調整が必要である。

3 法的規制・位置付け等

(1) 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例関係

本種の個体数は著しく少なく、その分布が限られており、採取や生育環境の急激な改変により、絶滅の危機に瀕していることから、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、既に採取等が禁止されている。また、自然生態系保全地域の指定については、生育地を告示する必要があるため、その場所が特定されやすくなるため、十分な盗採防止策の実施を前提として、行うこととする。

(2) その他の法令関係

生育地が、森林法の地域森林計画の対象森林になっていることから、森林法との調整を図りながら保全を図っていくことが必要である。

(3) その他

現在確認されている生育地は全て民有地であることから、保護管理事業の実施にあたっては、土地所有者の理解及び許可を得て実施する必要がある。

4 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

(1) 普及啓発の推進

本種は県民にほとんど知られていない種であり、その保護管理に関する施策の推進に際しては、県民との合意形成が必要である。

そのため、生物多様性保全の観点から希少動植物種保護の必要性等について、効果的な普及啓発を推進する。

更に、将来的には保護活動への地元住民の直接的な参加を求めるなど、参加・体験学習型の普及啓発方策を促進する。

(2) 社会的支援方策

県民と協働して保護を図る必要性等の普及啓発の実施を通して、希少野生動植物保護に係るネットワークの形成を図り、県民の中から希少野生動植物の保護管理を担う人材を育成・確保するなど、保護管理基盤の強化を図る。

5 事業推進への連携体制

本種の保護管理事業の実施に当たっては、地域住民、民間団体、地元自治体、専門家等による連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。